

「一般名処方」の取り組みについて

『一般名処方』とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名（成分名）を処方せんに記載する取り組みを行っています。

お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

中央診療所